

失業状況は「改善」されたか

—雇用失業情勢の現状を吟味する—

大須 眞治

最近の雇用情勢「改善」の報道

最近の雇用失業状況を統計的に見てみよう。
図-1により、年平均の完全失業者数、非自発的理由による完全失業者数の推移を見ると、2003年平均の完全失業者数は359万人、非自発的理由による完全失業者数は146万人となり、完全失業者総数に占める割合は41.7%になっている。これら完全失業者数、離職理由が非自発的理由による完全失業者数及びその完全失業者総数に占める割合とも、昨年水準を下回っている。とはいえこれは過去最悪の失業状況を若干下回ったに過ぎない。

月別の統計により直近の状況を見てみると(図-2)、2003年の6月以後、完全失業者数・率は前年に比べて低下している。総務省は2003年10月末に、9月の完全失業率を発表した。このときの完全失業率は前月と同じ5.1%であったが、対前年比では完全失業者数で20万人弱の減、完全失業率で0.3%の減となっていたのである。これについて「失業率の水準は依然、高留まりが続くが、3月に前月より0.2ポイント上昇して5.4%になって以降は『横ばい』か『改善』で徐々に持ち直して来ている」(2003年10月31日「朝日新聞」夕刊)とし、雇用情勢に関するこれまでの評価を変えている。同じ厚生労働省の「最近の雇用失業情勢について」が2003年6月の雇用失業情勢について「現下の雇用失業情勢は、完全失業率が高水準で推移するなど依然として厳しい」という評価をしていたのに比べても、明らかに失業状態改善の評価に変わってきている。さらに今年になって、1月30日に昨年12月の完全失業率が発表されたが、これについて日本経済新聞は、「失業率13年ぶりに改善」と報じ、

「『勤め先都合』による失業者数が前年同月に比べ24万人減るなど企業のリストラが一服」(「日本経済新聞」2004年1月30日夕刊)としている。厚生労働省の評価は、「改善の動きは見られるものの、依然厳しい状況にある」(「朝日新聞」2004年1月30日夕刊)というものであった。

完全失業者数の減少は

雇用失業状態情勢の「改善」か

完全失業者数・率や有効求人倍率等は雇用失業状況を計測する重要な尺度であるから、完全失業者数・率の低下を雇用失業状況の「改善」として捉えても間違いでないかもしれない。しかし、この雇用失業状況を計測する尺度と、失業の実態との関係については十分に検討して見る必要がある。

言うまでもないことであるが、完全失業者というのは、統計的な決め事によるものである。ILO第13回労働統計家会議(1982年)で決議された「経済活動人口、就業、失業、不完全就業の統計に関する決議」にそうものである。失業者は1)仕事を持たず、2)「現に就業が可能で」、3)「仕事を探していた」ものである。こうした定義にそって日本の完全失業者は1)就業者でなく、2)調査期間中に就業可能で、3)調査期間中に求職活動を行った者となっている。

失業者自身の立場で考えた場合、このような完全失業の状態は、一体どのくらい続けることができるであろうか。完全失業の状態というのは、まったく仕事がないということから、仕事による収入のない状態でもある。収入のない状態の継続は、生活の維持を困難にすることとなるであろう。生活を維持するために何らかの取

入を得なければならないのである。就業によらない収入として考えられるのは、これまで貯めてきた預貯金財産の切り崩しをするか、あるいは財産による収入、社会保障による生活保障などによるものしかないであろう。

それならば、今日の失業者の実態はどのようなになっているであろうか。これについては、総務省が労働力調査終了世帯約2万世帯について調査を行った「就業希望状況調査」(2002年4・5月及び10・11月の2回調査)がある。そのうちの10・11月調査の結果を見てみると、完全失業者349万人のうち、「収入なし」が172万人とほぼ5割を占め、「雇用保険」が70万人、「年金・恩給」が28万人となっている。さらに1か月の家計をまかなった主な収入では、「雇用保険」が29.6%、「年金・恩給」が25.9%、「預貯金等財産の取り崩し」が14.8%になっている。1か月の家計をまかなった主な収入が「雇用保険」と「預貯金財産の取り崩し」を加えた少なくとも44.4%の世帯は、給付期間の終了あるいは預貯金や財産の食いつぶしによって、失業者でさえも居られない状況をむかえることとなることが予想される世帯であるといえよう。

雇用保険の給付期間が終了してしまったり、預貯金を食いつぶしてしまった場合には、十分に納得できる労働条件による再就職先が見つかるまで再就職を延期できない状況に迫られてしまう。生活を維持するために何らかの収入さえ得られれば、労働条件がどんなに劣悪でも再就職せざるをえない状況に迫られてしまうのである。

これらの人々がやむをえず行う再就職は統計上では、完全失業者ではなくなることとなる。完全失業者ではなくなるが、これによって失業状態が改善したわけではない。むしろ失業状態が深刻化した結果、完全失業者でなくなったのである。いわゆる労働力の「窮迫販売」であって、失業者にとっては困窮した、不安定な生活状態に陥ることを意味する。劣悪な労働条件の

下で働く労働者の出現ということになる。

労働者に安定した職業と生活を保障するのは政府の役割

失業者をこうしたぎりぎりの選択に直面させないようにすることが政府の役割である。雇用対策法第1条では「国が、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働力の需給が量質両面にわたり均衡することを促進して、労働者がその有する能力を発揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的地位の向上を図るとともに、国民経済の均衡ある発展と完全雇用の達成とに資することを目的とする」とし、労働力の需給調整について政府の責任を明らかにしている。それからして、そのようなぎりぎりの状況にある失業者に仕事を提供し、きちんとした仕事を得られるまで十分に待てる条件の整備は、政府が行わなければならない。

なぜならそのようなぎりぎりの状況にある失業者が多数存在していることは、失業者自身の問題だけではなく、現に就業している労働者にも大きな影響を与えるものであり、働くもの全体の問題と関わる問題であり、全社会的な問題だからである。現役の労働者もそうした劣悪な労働条件で働く労働者との競争にさらされ、労働条件の引き下げ競争に巻き込まれることになるからである。

そのために失業者が労働力の「窮迫販売」に陥らないようにするために、第1には失業者の生活保障について十分な社会的保障の体制が準備されること。第2に失業者が再就職するのに十分な数の仕事口を用意することは、政府の責任で実現されなければならないのである。

失業者が労働力の「窮迫販売」を避けることができる条件としては、失業者自身の預貯金や財産も考えられるとしても、失業者に多くの預貯金や財産を期待することはあまりに現実的で

特集・生活破壊の現局面

はない。ここでの施策としては、失業者に対する社会保障の充実が不可欠となる。失業者に対する社会的な生活保障が薄弱であればあるほど、失業者はそれだけ早く労働力の「窮迫販売」に追い込まれることとなるのである。もし、完全失業者数の減少がこのようなして起こっているとすれば、完全失業者数の減少は、雇用失業状態の改善ではなくむしろ悪化であるということになる。失業者が労働力の「窮迫販売」をしなくても十分に生活できる社会的な保障が整っていれば、それによって完全失業者に留まる期間が長くなることになるかもしれないが、労働者の経済的社会的地位を上げるにはむしろそのほうが望ましい事態ということができよう。

労働力の「窮迫販売」を避けるもう一つのポイントは、失業者に対してどれだけ多くの再就職口を保障するかということである。もちろんその再就職口は、労働者が安心して働き、安定した生活を保障するようなものでなければならない。そのような条件のもとに失業者が再就職していくとすれば、完全失業者数の減少は労働者の経済的社会的地位の向上と一致したものとなる。良質の雇用の創出が行われなければならないのである。

労働力の「窮迫販売」の実情

— 厚生労働省「求職者総合調査」 —

現実にもそのような施策が十分に施行されているかということについて検討してみよう。求職者が実際にどのような状態に置かれているか、厚生労働省の求職者総合実態調査によって見てみよう。調査は2001年12月公共職業安定所に新規求職申込をした求職者に対して実施し、2002年6月と2003年1月にその追跡調査を行っている。調査対象者は20,378人、有効回答13,337人、有効回答率65.4%である。

この調査により、求職者の2002年中の動きが明らかになる。まず、2001年12月に新規求職し

た時の状況を見ると(表-1)、離職理由別では、事業主の都合による離職と、自己都合による離職・転職が理由の大きな部分を占め、どちらもほぼ40%になり、男性は前者が多く、女性は後者が多くなっている。年齢別では、若年で自己都合による離職・転職の比率が大きく、高年齢化するほど事業主の都合による離職が多くなっている。39歳以下では、自己都合による離職・転職のほうが多く、40歳で逆転して事業主の都合による離職が多くなる。50歳代前半では過半数、50歳代後半で60%を超える。

これらの人がその後2回の調査の時点でどのように就業していくかという(表-2)、ほぼ半年後の2002年6月の時点で、就業した人は49.4%でほぼ半数が就業している。年齢別に見ると、年齢の若い方が就業者の比率が高く、年齢が高くなるに従って就業者の比率が低くなっている。40歳代後半では半数を割り、50歳代後半では3分の1、60歳代では4分の1に低下している。これが1年後の2003年1月の調査では、61.8%の人が就業している。この時点では、50歳代前半の年齢まで60%以上の人が就業するようになっている。しかし、50歳代後半の年齢になると過半数がまだ就業していない状態で、60歳前半では3分の2が就業しないままの状態である。40歳代後半、50歳代前半の年齢層は、2002年の6月以後第2回目の調査までの間に就業者数をかなり増やしているが、それでも就業した人は、3分の2に過ぎず、3分の1人は最初の求職後1年経った後でも未就業で残されたままになっている。

このような結果、就業した人はどのような状態になっているであろうかを見てみよう。まず、就職者を早期就職者と後期就職者とに分ける。2001年12月に新規求職した時点から、2002年6月の第1回目調査までに就業したものが早期就職者、第1回目調査から第2回目調査(2002年12月)までに就職したものが後期就職者とし、雇用保険の受給資格の決定との関連で分類し、雇

用保険を受けていない者を一般求職者とし、2001年12月に雇用保険の受給資格決定を受けた者の内29歳以下を若年受給資格者、30～44歳の者を壮年受給資格者、45～64歳の者を中高年受給資格者としている。求職申込み時の希望賃金以上の収入で就業している人がどのくらいいるか、その割合を示したのが、(表-3)である。

希望以上の収入で就業している人は、第2回調査時就業者を100として、早期就職者で57.8%、後期就職者で34.4%である。いずれにおいても後期就職者で比率が低くなっている。希望賃金額以上の収入を得ている人が過半数になっている賃金階級はどこに当たるかを見ている。50万円以上という特別高い層を別にして見ると、一般求職者、受給資格者の総計では、早期就職者で19万円まで、後期就職者では9万円までとなっている。さらに就職時期別・雇用保険類型別に見ると、早期就職者で一般求職者が24万円、若年受給資格者が29万円、壮年受給資格者が29万円、中高年受給資格者が14万円となっている。後期就職者の場合は、一般求職者で9万円、若年受給資格者で14万円、壮年受給資格者で14万円、中高年受給資格者で9万円となっていて、後期就職者は早期就職者もずっと低い水準になっている。希望賃金額を低くして、できるだけ早期に再就職することが条件を満たしやすい状況になっている。ここに労働力の「窮迫販売」の実態がある。多くの場合、再就職して収入額の低下は避けられなくなっており、再就職までの期間が長くなれば一層の労働条件の低下は避けられない状況になっている。

その結果、再就職した仕事への満足度を見ると(図-3)、「満足」(「大いに満足」と「やや満足」を合計したもの)は早期就職者で25.0%、後期就職者で19.5%でしかない。雇用保険の受給を受けていない人(一般求職者)、中高年では特に満足度は低くなっている。現状は大多数が満足できるような再就職になっていないことは明らかであろう。不満足な再就職が大多数を占

める限り、再就職による完全失業者数の減少は失業問題の改善にはなっていない。収入額を切り下げても再就職する、満足でなくても再就職するというのが現状。少なくとも2002年中での求職者の再就職が労働力の「窮迫販売」の性格を強く持っているといえよう。雇用保険のない人、中高年でその傾向は強くなっている。

今日の失業者の実情は、失業者を「窮迫販売」から逃れさせるような施策とはほとんど無縁なところに置かれているといえよう。

労働力需給関係をめぐる全体的な状況

完全失業者数・率の低下が失業者の納得いく労働条件による再就職によっているものであるとすれば、それは間違いなく失業状態の改善である。事態がもしそのように推移しているとすれば、失業状態の改善は雇用量の絶対的な増加と並行しているはずである。雇用の絶対量が増大し、失業者を吸収する事態が発生していて、はじめて改善は可能になるのである。つまり何らかの形で新しい追加的な雇用創出が行われていることが失業状況の改善にとって必要な条件となるのである。

それならば現在、雇用の絶対量の動向はどのようなになっているであろうかについて検討してみよう。

表-4によって、今日、失業者が満足できる再就職の条件があるかどうかを探ってみることとしよう。雇用に関連する資料として、労働力人口、就業者数、正規労働者数、賃金、家計収入をみることにする。

まず就業者数であるが、その最近の動きを見ると、1997年の6,557万人をピークに2003年の6,316万人まで8年連続して減少している。その減少数は241万人、減少率は3.7%である。さらに、これに完全失業者数を足した、労働力人口で見ても1998年の6,793万人から2003年の6,666万人まで連続5年間減少し、その減少数は127万人、減少率1.9%となっている。完全失業者数の

特集・生活破壊の現局面

増加を含んでも就業者数は絶対的に減少しているのである。さらに正規労働者の数も1997年の3,812万人から2002年の3,471万人まで連続して減少し、その数は341万人、8.9%となっている。これで見ると、求職者が満足して再就職できる席の数は、決して十分な量だけ用意されているとは言えない。特に正規労働者の席は極端に不足していることは間違いのない事実となっている。

さらに賃金も2000年以後2003年まで、よりおおまかな見方では1997年から2003年まで減少が続いている。1998年の371,670円から341,820円まで29,850円、約8%の減少である。勤労者世帯の収入も1997年から連続して減少し、1997年の595,214円から2003年の524,542円への70,672円、11.9%の減少となっている。再就職の席の数が減っているだけでなく、再就職の席がますます貧相なものになってきているのである。このように労働者の雇用と所得をめぐる雇用・所得を示すすべての物差しが悪化の方向を示しているものであり、そうした状況の下では、失業者が安心して再就職できる条件は、全体的な状況としてはないと言える。

失業者の実態から考えられる失業対策 —創出される雇用の質の問題—

厚生労働省は、2003年12月に「労働力需給のミスマッチの状況に関する調査」を行っている。これは全国12所の公共職業安定所で、求職者へのアンケート調査、求人者への聞き取り調査を実施し、さらに2003年11月に受理した派遣・請負と思われる求人の割合等を調査したものである。この結果、新規求人数59,367のうち請負求人16,664、派遣求人3,459という事実が明らかになっている。「労働者派遣業からの求人が調査を行った公共職業安定所の全求人5.8%、同じく業務請負からの求人は全求人28.1%となっており、両者を合わせると求人の33.9%を占めている。一方で、これらの充足率は、労働者派遣

業で4.0%、業務請負では3.1%となっており、調査を行った公共職業安定所全体の充足率8.5%と比較して低い水準となっている」としている。

公共職業安定所が紹介している仕事のうち約3分の1が派遣及び業務請負からなっているというのは驚くべき事実である。特に請負求人が3割弱を占めていることは公共職業安定所の職業紹介により安定した雇用を得て、人間らしい生活を行おうとする求職者の期待を大きく損なうものと言える。しかし、本調査で問題にしたのは、公共職業安定所の紹介する仕事の中に派遣や業務請負の仕事が大量に混じっていたことではなく、派遣、業務請負の仕事の充足率が低かったことだったのである。

派遣や業務請負の仕事の充足率が低いのは、それらの仕事はもともと雇用が不安定で労働条件も悪く、低賃金で労働者としての権利さえ認められないようなものになっていることを誰でもが知っているからである。坂口力厚生労働相自身も「請負業は法律に基づかないので、野放しになっているきらいがある」（2003年5月29日、参議院厚生労働委員会）と発言している位にそれらの仕事は、働く側から見れば、問題のある「雇用」である。求人としては「粗悪な求人」といえるようなものなのである。であるから公共職業安定所としては、そのような求人を排して、「良好な求人」だけを求職者に提供することに徹すべきなのである。ところが実際に「ミスマッチ解消のための緊急対応策」として出されたのは、「増加する派遣・請負求人について、就業場所等の就業条件を明確化」「就業条件が明確な派遣・請負求人等について、事業所説明会等の積極的な実施など求人充足のための取組を強化」これらによって「求人が迅速かつ的確に充足するよう支援」するということであった。

厚生労働省の姿勢は、求人であればそれが「粗悪なもの」であってなんでも求職者に押しつけ、失業者の数を無理やり減らそうとするものである。深刻な失業の下では、例えば劣悪な仕事

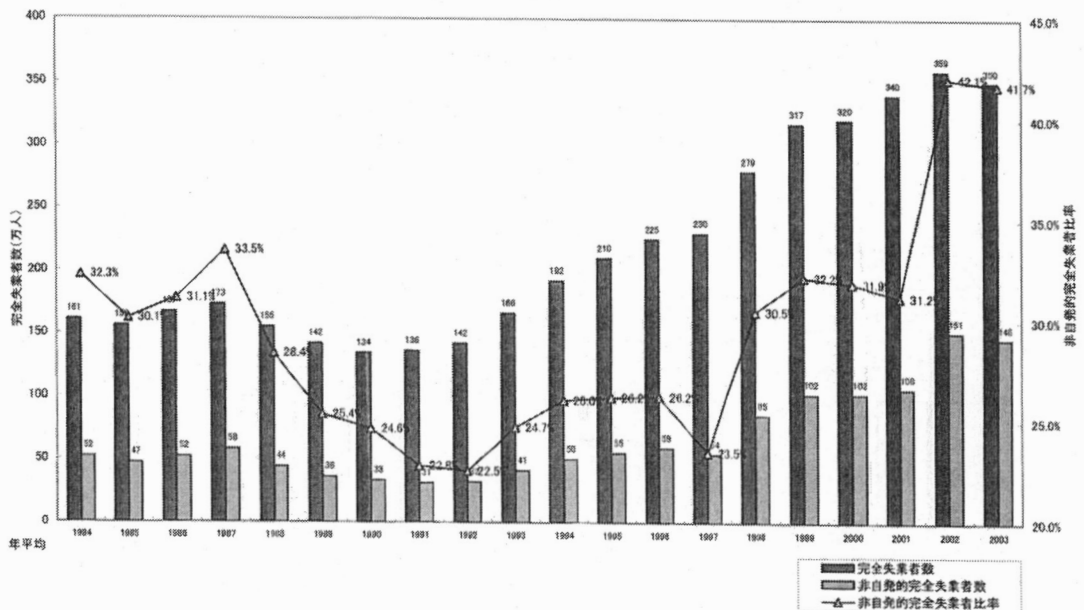
でも無いよりはまし、という考えがあるかもしれないが、しかし、それによって失業問題は一つも良くなることはないであろう。失業者個人にとってなら解決にならないことはいうまでもないが、社会的に見てもそれは失業問題を先延ばしにし、問題をより一層深刻なものにするだけである。雇用が不安定な仕事への再就職は、再就職者が再び失業者になる可能性が大きいばかりか、賃金の低さから収入の追加を求めて、より多くの労働者を労働市場に登場させてくる可能性が大きいからである。そういうことによって労働市場は再びより深刻な労働力の供給過剰に陥ることとなるであろう。一時的に完全失業者数を減らすだけの失業対策ではなく、すべての勤労者が安心して働き、生活できる状態を作り出すような失業対策が今、必要とされているのである。そのために本格的な雇用創出がどう

しても必要となるのである。

今日の失業問題に対して、雇用創出が必要であることでは、意見に違いはない。政府も「200万人の雇用創出」を掲げていることからして、それは間違いのない事実であろう。問題になるのは雇用創出の中身の問題である。それは純増としての雇用創出が行われるかどうかにかかわっている。そのためにどうしても必要なことは、優良な雇用を大量に創出することである。公的な責任による雇用創出が必要となるのである。この雇用創出と失業者の社会的な生活保障の確立を二つの柱にして、労働力需給調整を行うという政府の責務ははたされることになるであろう。

(おおす しんじ・労働総研事務局長・
中央大学教授)

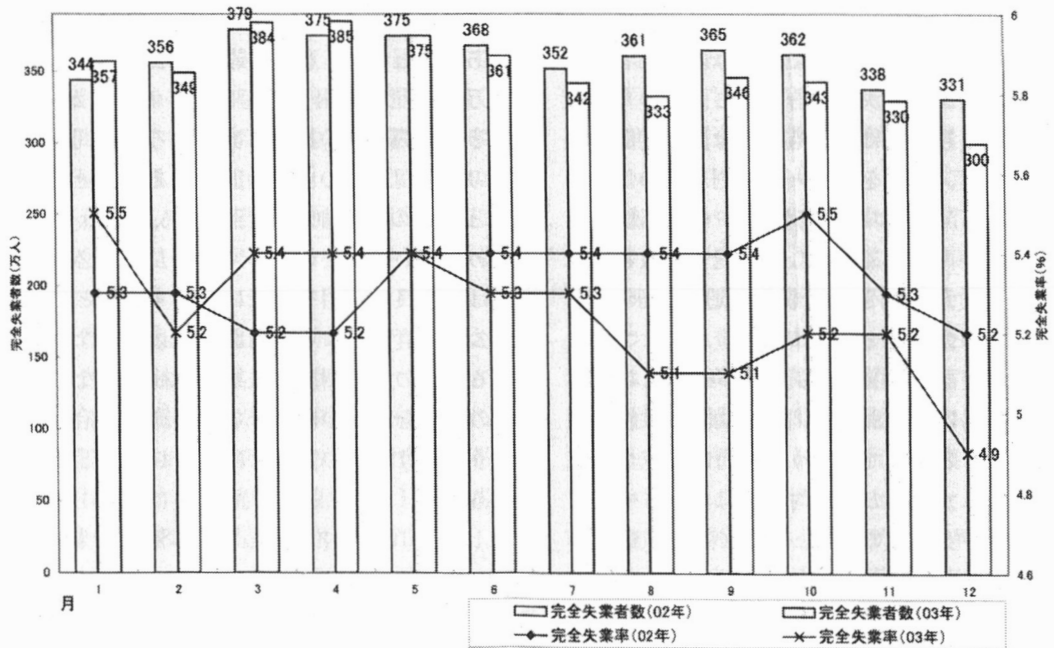
図-1 完全失業者及び非自発的完全失業者数・率の推移



資料：総務省「労働力調査」

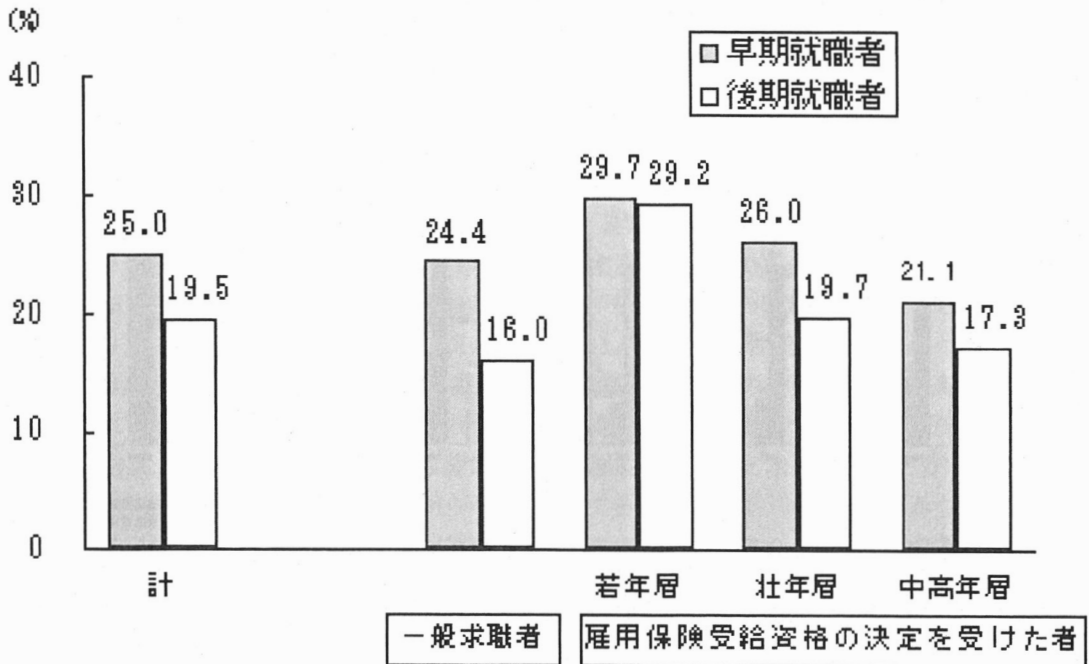
特集・生活破壊の現局面

図-2 月別完全失業者数・率の変化



資料：総務省「労働力調査」。

図-3 現在の仕事に対して「満足」の割合（第2回調査時現在就業者＝100）



資料：厚生労働省「2002年求職者総合実態調査（2003年1月調査分）」

表-1-イ 求職時の離職理由別状況 (2001年12月)

	単位: %		
	計	男	女
事業主の都合等で会社を離職した	40.4	45.6	34.5
自己都合により会社等を離職、転職を希望していた	40.0	37.1	43.4
会社等に在職しながら転職を希望していた	8.4	7.3	9.6
新たに働きたかったから	6.3	4.1	8.7
自営業を辞めたから	1.9	2.8	0.7
その他	3.0	2.9	3.2
	100.0	99.8	100.1

表-1-ロ 年齢別求職時の離職理由別状況

	事業主の都合等で会社を離職していた	自己都合により会社等を離職し、転職を希望していた
計	40.4	40.0
24歳以下	20.3	52.4
25-29	23.2	57.2
30-34	33.0	47.2
35-39	37.8	40.8
40-44	42.1	35.5
45-49	48.3	34.0
50-54	53.3	29.7
55-59	60.3	36.0
60-64	74.1	13.9
65歳以上	63.9	20.3

注) 2001年12月に公共職業安定所に新規に求職した者の実態調査

資料: 厚生労働省「2002年度求職者総合実態調査」

表2 就業している人の推移

	第1回調査時就業 a	継続就業 b	第1回以後転職 c	第1回以後就業離職 d	第1回以後就業 e	第2回調査時就業 b+e
計	49.4	35.9	8.6	10.4	25.9	61.8
24歳以下	61.7	46.5	10.0	12.4	24.2	70.7
25-29	56.8	40.6	10.4	11.6	25.8	65.6
30-34	52.9	38.4	8.7	10.9	27.1	66.5
35-39	55.0	39.9	8.8	12.5	26.0	65.9
40-44	53.4	38.7	11.4	9.2	32.9	71.6
45-49	48.1	34.8	8.5	9.4	30.3	65.0
50-54	43.4	31.3	8.4	9.7	30.6	61.9
55-59	35.1	26.0	6.1	8.0	23.9	49.8
60-64	26.2	18.1	3.7	7.2	17.7	35.8
65歳以上	30.3	19.7	3.5	7.4	12.0	31.8

注) 第1回調査は2002年6月、第2回調査は2003年1月。

資料: 厚生労働省前掲調査

特集・生活破壊の現局面

表3 求職申込み時の希望賃金以上の収入で就業している者の割合

(単位: %)

求職申込み時の 希望賃金階級 (万円)	計		一般求職者		若年受給資格者		壮年受給資格者		中高年受給資格者	
	早期 就職者	後期 就職者	早期 就職者	後期 就職者	早期 就職者	後期 就職者	早期 就職者	後期 就職者	早期 就職者	後期 就職者
計	57.8	34.4	58.5	38.6	66.7	39.5	54.0	33.8	46.0	28.2
5～9万円	87.2	74.7	85.5	69.6	100.0	*	90.8	86.7	93.6	79.4
10～14万円	74.6	44.5	74.8	44.7	85.0	53.6	63.2	60.9	65.6	31.9
15～19万円	57.6	36.8	57.8	37.0	65.6	49.0	52.6	36.6	33.5	23.5
20～24万円	49.8	32.9	50.3	35.9	54.4	37.5	54.2	30.6	35.7	27.5
25～29万円	45.1	23.3	41.4	20.6	52.2	6.3	53.2	29.7	47.2	27.6
30～34万円	36.4	20.6	26.9	23.4	*	*	45.9	25.0	47.1	18.9
35～39万円	24.6	9.6	28.1	*	*	*	30.0	5.1	18.2	13.1
40～44万円	48.2	14.0	42.0	*	*	-	62.3	12.3	35.2	16.7
45～49万円	23.4	*	*	*	-	-	*	*	*	*
50万円以上	42.4	19.8	*	*	-	-	53.6	38.3	48.9	6.6

(注) 希望賃金以上の収入で就業している者とは、

求職申込み時(平成13年12月)の希望賃金と平成14年12月分の収入について、「5万円未満」、「5～9万円」、「10～14万円」、「15～19万円」、「20～24万円」、「25～29万円」、「30～34万円」、「35～39万円」、「40～44万円」、「45～49万円」、「50万円以上」の階級で比較を行い、希望賃金階級と平成14年12月の収入階級が同じ場合、または、希望賃金階級より平成14年12月の収入が高い階級で就業している者をいう。

資料：厚生労働省前掲調査

表4 雇用関連の最近の動向

年	労働力人口 万人	就業者数 万人	正規労働者数 万人	賃金 円	実収入 円
96	6,711	6,486	3,800	365,810	579,461
97	6,787	6,557	3,812	371,670	595,214
98	6,793	6,514	3,794	366,481	588,916
99	6,779	6,462	3,688	353,679	574,676
2000	6,766	6,446	3,630	355,474	560,954
1	6,752	6,412	3,640	351,335	551,160
2	6,689	6,330	3,471	343,120	538,277
3	6,666	6,316	—	341,820	524,542

注) 賃金は調査産業計(事業者規模5人以上)平均月間現金給与額

注) 実収入は全国勤労者世帯(2人以上世帯)年平均1か月間の実収入

資料: 労働力人口、就業者数は総務省「労働力調査」

正規の労働者数は2001年まで総務省「労働力調査特別調査」(2月)

2002年は総務省「労働調査詳細集計」(「労働調査詳細集計」と「労働力調査特別調査」とは調査の方法が異なり正確には接続しない。)

賃金は厚生労働省「毎月勤労統計」

実収入は総務省「家計調査」